

私第2229号

平成21年3月31日

各私立小・中・高・中等教育学校校長 様

大阪府生活文化部私学課長

平成21年度 大阪府教育センターへの参加対象研修について（通知）

標記について、大阪府教育センター所長より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴所属の職員への周知についてご配慮願います。当該研修の受講募集については、大阪府教育センターより通知があり次第、その都度お知らせいたします。

なお、本通知の全文等については私学課学校専用ホームページに掲載していますので、次のアドレスから閲覧いただきますようお願いします。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/koukou/gakkou.htm>

【連絡先】

大阪府生活文化部私学課 福島・澤

TEL 06-6949-1159

大阪府教育センターの研修に参加する場合の経費負担について

1. 対象となる研修

- (1) 各私立学校園の教員等が受講することができる研修は、大阪府教育センターが実施する研修のうち、大阪府教育センターがあらかじめ指定する研修とする。
- (2) 大阪府教育センターは、各私立学校園の教員等が受講することができる研修について、当該研修を実施する年度の前年度末までに、私学課長あて研修名等を通知する。

2. 研修費用の負担

- (1) 研修費用の単価は、半日（3時間）を一コマとし、一人につき、一コマ2千円とする。ただし、半日（3時間）に満たない研修については、半日とみなし、半日を超え一日に満たない場合は、これを一日（二コマ）とみなす。
- (2) 研修費用は、上記（1）の単価に、研修を受講した延べ人数を乗じた金額とする。

3. 研修費用の納付

各私立学校園は、上記2の（2）により算出した額を負担金として、大阪府教育委員会に納付するものとする。

4. その他

- (1) 私学課長は、各私立学校園長に対して、1（2）の研修名等を通知するとともに研修受講者等を取りまとめて、大阪府教育センターへ連絡する。
- (2) 私学課長は、必要があると認めるときは、各私立学校園の教員等が受講する研修の実施状況を調査することができる。
- (3) 大阪府教育センターは、年度末までに、当年度受講実績を私学課長に報告するとともに、受講があった私立学校園長宛の納付書を送付する。
- (4) 私学課長は、大阪府教育センター発行の納付書を、当該私立学校園長に配付する。